

特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）

指定短期入所生活介護事業所

運営規程

社会福祉法人博愛会

## 特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）

### 指定短期入所生活介護事業所運営規程

#### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人博愛会（以下「本会」という。）が経営する特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）（以下「施設」という。）に併設の短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「短期入所生活介護事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正かつ適切な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

- 第2条 指定短期入所生活介護サービスの提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活に必要な支援を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所生活介護事業サービスを提供するよう努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、短期入所生活介護事業サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
  - 6 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームハッピーヒルズ (幸せの丘)
- (2) 所在地 壱岐市芦辺町箱崎大左右触2272番地2

(職員の職種、職務の内容)

第4条 事業に従事する職員は、併設の特別養護老人ホームハッピーヒルズ (幸せの丘) の職員が兼務するものとし、職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- (1) 管理者 1名  
施設長は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名  
施設の主治医は、緊急時等において、施設の利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は利用者の生活相談に当たる。
- (4) 看護職員 4名以上  
看護職員は看護の提供に当たる。
- (5) 介護職員 32名以上  
介護職員は指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。
- (6) 栄養士(管理) 1名以上  
栄養士は必要な栄養管理を行う。
- (7) 調理員 5名以上  
調理員は給食等の提供に当たる。
- (8) 事務職員 1名以上  
事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項に定めるものの外、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

定員 9名

(定員の遵守)

第6条 居室の定員を超えて、原則入居させないが、地震等非常災害時、虐待その他緊急やむを得ない事情である場合は、この限りでない。

(事業の内容)

第7条 短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活の援助・・・日常生活能力に応じて必要な介護を行う。
- (2) 送迎・・・介護認定の程度、地理的条件等により送迎を希望する利用者については施設の専用車両により送迎を行う。
- (3) 相談・支援に関すること・・・利用者及びその家族の介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 本事業者が提供する短期入所生活介護事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者よりその1割の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 滞在に要する費用。
- (2) 食事の提供に要する費用。
- (3) 理美容代として、その実費。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護事業において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

3 事業者は、本条1項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、壱岐市内とし、その地域内において利用開始時及び利用終了時に自宅又は指定された場所への送迎を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、短期入所生活介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、短期入所生活介護事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他救急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記

録するものとする。

- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に定める必措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

2 年 2 回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち 1 回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

(個人情報保護)

第 17 条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏えいしない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、職員でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 短期入所生活介護事業利用中、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身・病状等の情報を提供できるものとする。

4 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 19 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、職員の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内

(2) 社内研修 随時

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 6 年 6 月 20 日改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。